# 石川県公報

令和　８　年　11　月　20　日

第　１３９６０　号（金曜日）

毎週２回　火曜　金曜発行


## 目　　次


告　　示

○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効　（薬事衛生課）　1
○県道の区域の変更　（道路整備課）　1
○県道の供用の開始　（　同　）　2

公　　告

○入札公告　（財　政　課）　2
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告　（農業基盤課）　3
○公共測量実施公告　（監　理　課）　4
○公共測量実施公告　（　同　）　4
○公共測量終了公告　（　同　）　4


## 告　　示

**石川県告示第363号**

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第１項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和８年11月20日

石川県知事　山　野　之　義

１　失効した知事指定薬物の名称

⑴　Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン及びその塩類

⑵　Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［(４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン及びその塩類

⑶　（１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート及びその塩類

２　失効の理由

当該知事指定薬物が条例第２条第１項第５号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

３　失効の日

令和８年11月６日

４　罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

---

**石川県告示第364号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和８年11月22日から同年12月７日まで縦覧に供する。

令和８年11月20日

石川県知事　山　野　之　義

| 路線名 | 道路の区域 | | | | 関係図面の縦覧場所 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 変更の区間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) | 延長（m） | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 上安原昭和町線 | 金沢市薬師堂町イ34番地先から<br>金沢市薬師堂町イ103番地先まで | 旧 | 10.41～21.41 | 49.8 | 県央土木総合事務所維持管理課 |
| | 金沢市薬師堂町イ34番地先から<br>金沢市薬師堂町イ103番地先まで | 新 | 10.41～25.39 | 49.8 | |

**石川県告示第365号**

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和８年11月22日から同年12月７日まで縦覧に供する。

令和８年11月20日

石川県知事　山　野　之　義

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 関係図面の縦覧場所 |
|---|---|---|---|
| 上安原昭和町線 | 金沢市薬師堂町イ34番地先から<br>金沢市薬師堂町イ103番地先まで | 令和８年11月22日 | 県央土木総合事務所維持管理課 |

## 公　　告

入　札　公　告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和８年11月20日

石川県知事　山　野　之　義

１　一般競争入札に付する事項

⑴　件名

石川県有施設への広告掲載（デジタルサイネージ）

⑵　広告を掲載することができる施設

| 施設名 | 掲載箇所 |
|---|---|
| 石川県運転免許センター | １階　正面玄関風除口 |
| | １階　運転免許更新等ロビー |
| | １階　適性検査コーナー |
| | ２階　運転免許試験フロア |

⑶　掲載期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで（５年間）

２　入札方法

上記の県有施設を入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

３　入札及び開札を行う日時及び場所

⑴　日時

令和８年12月22日（火）午後１時30分（入札後、即時開札とする。）

⑵　場所

金沢市鞍月１丁目１番地　石川県庁行政庁舎６階　603会議室

４　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成９年石川県告示第581号）に基づき、令和８年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

⑶　指名停止措置を受けていない者であること。

⑷　石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第２条第３号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

５　契約の条項を示す場所等

⑴　契約内容に関する事項

入札案内書に記載のとおり

⑵　入札案内書の交付場所

石川県総務部財政課資金資産活用室

金沢市鞍月１丁目１番地　石川県庁行政庁舎５階

電話番号　076－225－1256

６　その他

⑴　入札保証金及び契約保証金

免除

⑵　入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

⑶　落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑷　その他

詳細は、入札案内書による。

---

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和８年11月24日から同年12月22日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第６項において準用する同法第87条第６項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和８年11月20日

石川県知事　山　野　之　義

| 事　業　名 | 地　区　名 | 縦覧に供する書類 | 縦　覧　場　所 |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 県営ほ場整備事業（面的集積型） | 尾山地区 | 県営土地改良事業変更計画書の写し | 輪島市農林水産部農林水産課 |

---

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、石川県中能登農林総合事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年11月20日

石川県知事　山　野　之　義

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|---|---|---|
| 公共測量（基準点測量、水準測量） | 令和８年11月９日から<br>令和９年３月19日まで | 羽咋市柴垣町地内 |

---

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、中能登町長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年11月20日

石川県知事　山　野　之　義

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|---|---|---|
| 公共測量（デジタル空中写真撮影、写真地図、修正数値図化） | 令和８年10月28日から<br>令和９年３月31日まで | 中能登町全域 |

---

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、志賀町長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和８年11月20日

石川県知事　山　野　之　義

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|---|---|---|
| 公共測量（デジタル空中写真撮影・写真地図） | 令和８年６月８日から<br>同年10月６日まで | 志賀町全域 |

発行人　〒920-8580　石川県金沢市鞍月１丁目１番地　石　川　県
編　集　〒921-8002　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　㈱　共　栄　TEL(076)292-2236